

事務連絡

平成30年1月25日

都道府県
保健所設置市 住宅宿泊事業主管部局御担当者 殿
特別区

観光庁観光産業課

民泊制度運営システムにおける個人情報等の取扱い等について（周知及び依頼）

観光庁においては、住宅宿泊事業法の適正かつ円滑な運用及び同法に規定される事業を営む者の業務の適性な運営を確保するために、民泊制度運営システムを構築し、自治体をはじめとした住宅宿泊事業法に基づく事務を所掌する行政機関とともに、住宅宿泊事業者等に係る情報を管理し、関係行政機関に当該情報の共有を行うこととしています。

また、民泊に関する相談や苦情等を受け付ける窓口を設置し、同窓口においても民泊制度運営システムにおいて管理される住宅宿泊事業者等の情報を利用することを予定しております。

今般、上記を踏まえた民泊制度運営システムにおける個人情報等の取扱い等について、下記のとおり整理しましたので連絡させていただきます。

各自治体におかれましては、下記の整理を踏まえ、民泊制度運営システムを利用した関係部局及び関係行政機関との情報共有体制を構築するとともに、届出をする利用者に対して、自治体が独自に定める利用目的等の事前に知らせるべき事項がある場合はインターネットを通して閲覧できる案内ページの作成をお願いいたします。

また、民泊制度運営システムを利用せず、各自治体の窓口到手書きの届出書等が提出された場合においても、民泊制度運営システムを利用した者と同様の情報の取扱いができるよう、本制度運営における情報の取扱いについて、別添1を参考に届出をしようとする者に対して周知をする等の対応をお願いいたします。

記

- ・ 民泊制度運営システムを利用する者に対しては、別添2「民泊制度運営システムにおける個人情報等の取扱いについて」をシステムの利用開始前に提示することとします。
- ・ なお、別添2のうち、「利用行政機関が定める利用目的」とは、本利用目的に包含されない利用目的を自治体が独自に定める場合を想定している記載であり、各自治体における利用が本利用目的の範囲内であれば特段の定めは不要と考えておりますが、必要があれば各自治体において別途利用目的を定めていただければ幸いです。

いたします。

- 具体的な提示方法については、12月27日に提供した民泊制度運営システムの外部設計資料の資料4画面レイアウトのP38及びP39のとおり、当該システムの利用者が情報を入力する画面へ遷移する前に、当該システム利用にあたっての注意事項を確認する画面を設けます。本画面において、別添3「民泊制度運営システム 利用にあたっての注意事項」を表示し、別添2「民泊制度運営システムにおける個人情報等の取扱いについて」をリンクにより別途表示することを予定しております。なお、別添2のとおり、当該システム利用にあたっての注意事項として、自治体の情報案内ページも必ず確認することを求めます。

※ 利用にあたっての注意事項を確認した旨のボタンを押さないと入力画面に遷移しない仕様とします。なお、12月27日資料画面レイアウトP39では、同意有無のラジオボタンを設ける想定画面レイアウトとなっておりますが、同意有無のラジオボタンは設けない予定です。

※ 自治体の情報案内ページは自治体のページへの直接リンクではなく、現在観光庁で別途準備をしている民泊に関するポータルサイトに自治体の参照ページリンクを集約し、そこを経由して参照いただくこととなります。

以上

【本件に関する照会先】

観光庁観光産業課 民泊業務適正化指導室 担当：渡邊（大）

TEL: 03-5253-8330 メールアドレス：watanabe-d2nt@mlit.go.jp